

東広島市からのお知らせ

1 通知書の見方

令和8年度いきいきこどもクラブ利用承認通知書（例）

申込みのあつたいきいきこどもクラブ利用については、次のとおり承認します。

利用クラブ名	月曜日から金曜日まで	○○○	いきいきこどもクラブ
	土曜日		
学年及び児童氏名	学年	児童氏名	
利用承認期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで		

利用承認期間の末日が令和9年3月31日以外の方は、次のいずれかに該当する方等です。

- ① 在職証明書等の雇用期間末日が令和9年3月31日より早い場合（入社日と継続雇用予定を審査し、雇用期間が短い方でも3月末まで承認することができます。）
- ② 産前産後期間が満了する場合・育休復帰予定の場合
- ③ 4月1日以降の雇用等が未確定（勤務予定、入学予定、転出予定など）の場合

※利用承認期間末日の月初に別途お知らせしますので、提出期限内に『在職証明書（雇入通知書でも可）』等を提出してください。利用承認期間を延長します。（在職証明書の用紙は各いきいきこどもクラブにあります。）

※利用承認期間の末日が令和9年3月31日以外の方で上記の理由に該当しない方についても、必要書類をお知らせしますので、期限内に提出をお願いします。

※退職した場合は、利用クラブか市役所に連絡をお願いします。勤務先が変更した場合は、速やかに変更届と在職証明書を提出してください。

2 利用希望曜日・時間の変更

利用希望曜日や時間を変更される場合は市民ポータルサイトから「変更申請」をしてください。

- ① 利用料が減額となる変更「19時→18時」「土→金」は希望月の前月までに申請してください。
- ② 利用料が増額となる変更「18時→19時」「金→土」はいつでも変更可能です。

※ただし、土曜日利用を追加される場合は、クラブの準備が必要になるので、前日など直前の変更届の提出には対応できない場合があります。（保護者が土曜日に勤務があることが要件です。）

※また、18時までの申込みをしていて、お迎えが1度でも18時を過ぎてしまった場合は、19時までの変更手続きをしていただくことになります。（各クラブで変更届をご記入いただきます。）日割り計算はありませんので月額の利用料をお支払いいただきます。

3 辞退・退会

4月入会を辞退される場合は、3月9日（月）までに「退会・辞退届」を提出してください。

4月以降退会される場合は、退会される当月中に「退会・辞退届」を提出してください。（提出が遅れると翌月分の利用料がかかる場合があります。市民ポータルサイトから提出できます。）